

## 移住者と地域をつなぐ人づくり講座企画運営業務委託仕様書

### 1 業務の名称

移住者と地域をつなぐ人づくり講座企画運営業務委託

### 2 業務の目的

人口減少下における社会減対策の一つである移住・人口還流の促進を進めるにあたり、県外の移住希望者※1から、「選ばれる三重」となるためには、移住希望者が安心して本県に移住し、住み続けられるように県全体の受入態勢の充実が求められます。この観点から、県内各地において移住者支援や移住者と地域とのつながりづくりを担う人材を育成する講座を開催します。

※1 移住希望者：本県では独自に定めた「カスタマージャーニーマップ」(別添資料1)のペルソナを設定しているため参考とすること

### 3 実施期間

契約締結の日から令和9年3月9日(火)まで

### 4 業務の内容

#### (1) 講座の開催について

講座の開催にあたっては以下の要件をすべて満たすこと。

##### ア 講座内容

- (ア) フィールドワーク実施前に、受講者それぞれが、自らの目標や取り組みたい内容を再確認するとともに、主催者や他の受講者に共有するための講座を開催すること。
- (イ) 移住者受け入れ側の相談スキルの向上や移住者サポートに役立つ知識、移住者と地域の方とのつながりを作る方法、移住者と地域の方が共に地域づくり等に取り組むために必要なスキルを学ぶことができる講座をフィールドワークで開催すること。
- (ウ) 令和7年度までの受講者が講師的立場で参加し、受講後の実践内容や現在の活動を紹介したうえで、今年度受講者との意見交換を行う機会を設けること。これまでの受講生には、県から参加案内を行うものとする。
- (エ) すべてのフィールドワーク終了後、受講者それぞれが講座で得た学びや、今後の自身の取り組みについて共有するための講座を開催すること。

イ 開催回数・形式

- (ア) 全5回以上の講座を開催することとし、フィールドワークの講座については、県内の幅広い地域で実施することとする。なおフィールドワーク以外の講座については、オンラインでの開催とすることも可とする。
- (イ) 5 (1) ア (ア)、(ウ)、(エ) のいずれかについては、フィールドワークと併せて実施することも可とする。
- (ウ) フィールドワークについては1回5時間程度とし、フィールドワーク以外の講座については1回3時間程度とする。

ウ 開催日

講座は月1回程度の開催とし、日程の詳細は、県と協議のうえ決定すること。

エ 募集人数

10名程度

(2) 講師等の選定及び派遣について

- ア 全ての講座に講師を1名以上派遣すること。
- イ 講師等の選定にあたっては、講座の企画内容に精通し、実際に移住者の受け入れや地域づくり等に取り組んでいる者等で、当該企画内容を適切に伝達できる能力を有する者であること。なお、講師等の選定については、県と協議のうえ承認を受けること。
- ウ フィールドワークの講座については、フィールドワーク実施地域にて、移住者の受け入れや、地域づくり等に取り組んでいる者を講師とすること。
- エ 講師等の謝礼及び交通費等については、本契約に含むものとする。

(3) 受講者の募集について

- ア 受講者の募集を行うこと。なお、受講者については、原則全講座を受講することとする。
- イ 受講対象者については、以下の(ア)から(ウ)のすべてを満たす方とすること。
  - (ア) 県内在住者
  - (イ) 原則、全講座を受講可能な方
  - (ウ) 移住者の受け入れ及び移住者や地域の方々とながらづくり、地域づくり等を主体的に取り組みたい方
- ウ 講座開催の2か月以上前に広報用のチラシを作成すること。なお、印刷部数については100部程度とすること。配布先については県内各市役所、町役場を想定しているが、他に配布可能な場所がある場

合は提示すること。

- エ 受講者の募集にあたっては、Web広告やSNS等を活用し効果的なPRを行うこと。
- (4) 会場の予約及び設営について
- ア 会場の予約及び使用料については、本契約に含むものとする。
  - イ 会場の設営及び撤収を行うこと。
  - ウ 講座の開催に必要となる備品等を用意すること。
- (5) 講座の進行管理について
- ア 県及び講師等と事前協議のうえ、講座で使用する資料を作成すること。
  - イ 講座の開催に必要となる消耗品等を用意すること。
  - ウ コーディネーターを配置し講座が円滑に進行できるよう留意すること。
  - エ 講座のおおまかな進行が分かるシナリオを作成すること。
  - オ 講座の様子を写真等で記録すること。なお、写真等については、県が今後使用できるよう、肖像権に関して、権利者の許諾をとるなど必要な権利処理を行うこと。
  - カ 事故等が発生しないよう留意すること。
- (6) 講座の終了報告等について
- ア 各講座の終了後に受講者を対象にアンケートを実施すること。また集計結果については、講座の受講人数及び実施状況と併せて、速やかに県へ報告すること。
  - イ アンケートの内容については県と協議のうえ決定すること。
  - ウ 全講座終了後、全講座を振り返り総括した報告書、写真等をとりまとめ、最終講座終了後10日以内または契約期間満了日のいずれか早い日までに、に県へ提出すること。
- (7) 受講者の費用負担について
- ア 受講費の徴収は行わないこと。
  - イ 講座開催地までの交通費や講座実施時の昼食代等については、受講者負担とする。
- (8) 講座開催における傷害保険の加入について
- ア 受講者を被保険者とした傷害保険に事前に参加すること。
  - イ 受講者の傷害保険加入料について負担すること。
- (9) その他
- ア やむを得ない場合を除き、受講者が講座を欠席することなく、全講座に参加するよう適宜、受講者に対して連絡調整等を行うこと。

- イ 受講希望者の受付方法については、県と協議のうえ決定すること。
- ウ 講座については、県全体の移住者受入態勢の充実が図られることを目的としているため、講師や受講者同士の交流を活性化させ、受講後も自主的なつながりを持てるような内容とすること。

## 6 独自提案

本事業の目的を達成するために効果的と考えられる提案に加え、受講者に対して、全講座の受講を促すための工夫等を提案すること。

## 7 委託業務の実施条件

- (1) 本委託業務の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けること。また、打合せ場所は原則として県が指定する場所とする。
- (2) 本委託業務における実施内容は、仕様及び提案内容を踏まえ、最終的に県と協議のうえ決定する。
- (3) 本委託業務の実施にあたっては、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議のうえ決定する。
- (4) 事業に関心のない者に対して、金銭等を支給し集客及び動員を行うことを認めない。そうしたことが判明した場合、契約を解除する。